

転出 手続きガイド



南部町から他の市町村へ**転出**するとき

手続きの際は、印鑑、本人確認書類（免許証または保険証など）を必ずご持参ください。

手続き内容	南部町での手続き	手続きできる窓口
転出届	窓口で届出用紙を記入してください。 転入先の市区町村に提出いただく「転出証明書」を発行します。	町民生活課窓口 ○法勝寺庁舎 ☎66-3114 または ○天萬庁舎 ☎64-3781
住民基本台帳カード	継続利用される方は転出届の際にお申し出ください。(※) 利用されない方はお返しく下さい。	
印鑑登録	印鑑登録証をお返しく下さい。	
国民健康保険	保険証をお返しく下さい。	
後期高齢者医療	保険証をお返しく下さい。 県外に転出の場合は負担区分等証明書の交付を受けてください。	
児童手当	児童手当消滅届の手続きをしてください。	法勝寺・天萬庁舎窓口 または 福祉事務所
特別医療	受給資格証をお返しく下さい。	
児童扶養手当	住所変更届を記入してください。	福祉事務所(健康管理センターすこやか内) ☎66-5522
介護保険	認定を受けている人は、受給資格証明書の交付を受け、介護保険証をお返しく下さい。 ----- 認定を受けていない人(65歳以上)は介護保険証をお返しく下さい。 ※認定を受けていない人は、法勝寺窓口でも保険証返却ができます。	天萬庁舎窓口 または 健康福祉課(健康管理センターすこやか内) ☎66-5524

(※)住民基本台帳カードをお持ちの方は、郵送で転出届をすることもできます。(紙の転出証明書が不要です。) カードをお持ちでない方も郵送による転出届はできますが、必ず切手付返信用封筒と本人確認書類の写しを同封してください。詳しくは町民生活課 (☎66-3114) にお問い合わせください。



南部町から他の市町村へ**転入**するとき

新しい住所に住み始めてから14日以内に以下のものを持って、新住所地の市町村役場窓口で転入届をしてください。

- 転出証明書
- 印鑑
- 本人確認書類

転入される方によっては、上記以外にも必要なものがあります。詳しくは転入先の市町村にお問い合わせください。